

令和7年度第1回水道の諸課題に係る有識者検討会
議事要旨

日時 令和7年12月25日(木) 15:30~17:30
場所 中央合同庁舎2号館 国土交通省第2会議室A(オンライン併用)
出席者 浅見構成員、石井構成員、石本構成員、伊藤構成員、楢田構成員、滝沢座長、
広瀬構成員、増田構成員、松井構成員、松下構成員、松田構成員、山村構成員

挨拶

(石井上下水道審議官)

- ・鉛製給水管の解消に向けた取組について、数は減少しているものの減少のペースは鈍化しており、解消に向けた取組を一層推進することが重要だと考える。3月に行われた議論を踏まえ、解消に向けた対応方針を取りまとめていただきたい。
- ・給水装置工事の申請書について、現状では水道事業者ごとに様式が異なり、広域連携を見据え、効率的に進めていく観点から、標準的な様式の検討と、その方向性についてご議論いただきたい。
- ・水道管路の耐震性能について、能登半島地震の教訓から、避難所など重要施設に接続する水道管および下水道管の耐震化の重要性が改めて浮き彫りとなった。そのため、水道施設の技術的基準を定める省令の改正についてご議論いただき、忌憚のないご意見を賜れば幸いである。

(滝沢座長)

- ・昨年元旦の能登半島地震以降、水道および下水道に関して様々な事故事象が生じている。これに関連して、マスコミなどでも多くの報道が行われている。また、国土交通省では、上下水道のあり方検討会において、施設の老朽化や多発する自然災害に対応した上下水道のあり方について検討している。本日は、あり方検討会における議論を踏まえつつ、国民の飲水の安心・安全を支えるための重要な3つの議題について、専門家の見地からいろいろなご意見を頂戴したい。

1 鉛製給水管の解消に向けた取組について

(青木構成員) ※当日欠席のため事務局より代読

- ・鉛製給水管の解消について、令和10年度末の目標として、残存件数の年間対象件数を15万件と設定しているが、さらに高い目標を定め、より早期の回収を進める必要がある。

- ・給水管の取り替えについて、水道事業者および水道使用者の負担が大きく、これらを後押しする実効性を持ったサポートが必要と考えるため、経済的負担の軽減を図れるよう、国で支援策をご検討いただきたい。
- ・鉛製給水管使用者への周知である。使用者に問題を認識させ、更新のインセンティブを持ってもらうことが重要であり、個別広報などを通じた周知も必要である。この場合の水道事業者に対する個別広報費用についても支援策をご検討いただきたい。

(浅見構成員)

- ・給水管に関しては、非常に人に近い部分での曝露となるため、有効な取組が進められることに感謝申し上げたい。多面的な施策を打っていただき、統合的に実施できれば、曝露量としても下がるのではないか。
- ・要望として、1点目に給水栓の数について、埋設箇所を正確に把握していない事業者があり、築年数等から推測して把握することをご提案したところである。この統計が明らかになると、一時的に件数が増加するよう見える可能性があるが、しっかりと(給水栓の数)把握されて減少していくということである。評価にあたっては、この点を入れ込んで評価をしていただきたい。
- ・2点目に pH の制御について、給水時の pH により鉛の溶出量が変化するため、残存箇所においては pH を 7 に近づけ、ランゲリア数を高めることを徹底していただけるように、手引きの中でもご検討いただきたい。

(松井構成員)

- ・鉛については「水道ビジョン」でも取り上げられてしばらく経つが、残存件数の減少ペースが鈍化しているため、今回力を入れて取り組むということは非常に良いと思う。不明な事業者や把握が不十分な事業者が存在することも大きな課題であり、全国的に残存件数を把握していくということが重要である。
- ・年間目標は 15 万件であるが、資料では公道部と宅地部に分かれており、水道事業者が積極的に取り組む場合、まず公道部からということになる。現状では、公道部と宅地部の残存件数について、統計上では分かれていて、合算しても正確な総数とはならない場合があるため、両者を分けて把握し、解消についての目標もそれぞれで設定することをご検討いただくことが重要である。事業者によって進捗速度が大きく異なるためである。
- ・利用者への広報については、鉛管使用箇所だけでなく、使用の可能性が高い箇所へ積極的に情報が伝わるようにしていかなければならない。特に古い宅地など、使用の可能性が高い地域の把握が重要である。
- ・把握していく際に、最初は古い家屋、次は水道メーター周り、それ以降になってくると専門的な知識がないと難しい場合がある。最終確認では掘り起こさずに鉛濃度を測

定することになるが、中小の事業者では水質検査を外部委託している場合も多く、費用負担が大きい。そのため、国による技術面および経済面でのサポートがあってもよいのではないかと。

(高梨補佐)

- ・青木構成員からのご意見で、年間15万件の目標については、今後3年間を目標とし、さらに高い目標値を定めることについては、その後のフォローアップを通じて、改めて検討させていただきたい。国による経済負担の軽減や広報費用への支援策については、貴重な意見として受け止める。
- ・浅見構成員からのご意見について、手引きの改訂においては環境省等と協力して対応する予定であり、評価方法については改定時に反映する。
- ・松井構成員からのご意見について、目標値を公道部と宅地部を分けて設定することは、現状では困難であり、今後の目標改訂に改めて検討する。また、水道メーター周りでのpH調査等の経済的支援についても意見があったが、国として受け止め、持ち帰る。

(松井構成員)

- ・年間15万件の目標について補足で、現在の減少件数には、住宅の建て替えに伴う自然減が相当含まれていると考えられる。この自然減を差し引いた解消件数を考えると、15万件という数字は達成が困難に見える可能性がある。また、公道部と宅地部を分けた場合の内訳も不明確であり、これらを踏まえた検討が必要であり、合理的な範囲内で目標を定めていただきたい。
- ・現状で残存件数は約200万件弱で、さらに不明分を加えると数十万件規模で増加する可能性を考えると、年間15万件の解消ペースでも10年以上を要することとなるため、どこかの段階で対策を練る必要があると考えられる。

(筒井水道事業課長)

- ・年間15万件という目標達成が困難かどうかについては、現時点では十分な精査が必要である。今後も継続的なフォローアップを行い、その中で不断の見直しを行いながら、より高い取り組みを加速させていく。引き続き先生方のご意見を聴取し、その結果を踏まえて検討していきたい。

(滝沢座長)

- ・件数を増やすためには、残存数が都道府県によって、また事業者によってかなり違うという点を踏まえる必要がある。既にかなり対応を進めているところに対して、さらに件数を増やしても、件数の増加は見込まれない。そのため、統計データを用

いて、残存数がまだ多い事業体に対しては「まだ多いので、しっかり取り組んでほしい」ということを、きちんと伝えていくことが重要である。

(広瀬構成員)

- ・確かに、残存数や目標については金銭的な要因もあると思われるが、それ以外にも、認識率や自覚率、確定計画の件数が長期間変わっていないという部分がある。各都道府県において、単なる件数ではなく、どのくらいのパーセンテージの計画を持っているのかを認識し、事業体の数、計画を立てている事業体がどの程度あるのかを見える化をすることで、自覚の向上につながるのではないか。
- ・計画策定率についても、各都道府県で何%という形で把握できると考えられる。そうすることで自覚の向上につながり、計画さえ策定ができれば、その後は時間とお金の問題として整理できる。まずは計画を立てること自体が重要である。

(松田構成員)

- ・行政の立場として、実際に給水管の取替工事を進めてきた経験を踏まえ2点述べたい。1点目に、鉛製給水管の改修を進めるための周知についてである。水道事業者の中には、ホームページ等による周知を行っているところもあるが、住民に対しては、より具体的で丁寧な説明が必要である。今回示された対応2の広報ビラは大変良い取組であるが、Q&Aには「所有者による鉛製給水管の布設替えを検討してください。水道事業者が助成制度を設けていることもあります。」と記載されている。一方で、住民にとっては、布設替えをどのように進めればよいのか、助成制度が自分の水道事業体のエリアにあるのかどうか分かりにくい。国土交通省で作成したビラを個別配布する際には、各水道事業者からの具体的な情報添えて発信することで、より理解が進むと考えられる。
- ・2点目に、工事を円滑に実施するための水道事業者の配慮の重要性である。給水管は利用者の財産であり、取替え工事への同意を得ることが第一歩となる。例えば、宅内の玄関先にタイルが張られており、取替えのために破損が避けられない場合、高級タイルと同等の材料で復旧できないケースもある。その際、一部が利用者負担になる可能性や、色味の違いなどを巡ってトラブルが生じることがあるため、事前の丁寧な説明が不可欠である。また、公道部の取出し工事においては道路管理者の道路占用許可が必要であり、近傍の複数箇所ですべて同時に工事を行う場合には、事前に理解を得ておかないと許可に時間を要し、進捗が滞ることがある。今後、全国会議等で説明を行う際には、取替えが進んでいない水道事業者に対し、住民理解を得るための広報やビラ作成など、主体的に取り組む必要があることをしっかりと説明していくのがよいのではないか。

(山村構成員)

- ・私の出身地には鉛管が多く残っており、今年実家に帰省した際、市から今回のようなビラが配布されていた。これをきっかけに、家族から交換すべきかどうかの相談を受け、補助制度があるので交換した方がよいと伝え、市に連絡したところ、先着順で今年度の予算はすでに終了しているとの説明を受けた。実際には、2か月程度で予算が尽きてしまった状況であり、補助がなくなったため、来年度に改めて申請するよう案内されたという。予算がなくなる状況ということは、実際には交換したいと考えている人は相当数存在し、積極的に周知を行えば件数はかなり増えてくる可能性があると感じた。
- ・一方で、近隣の住民にも話をしたところ、隣家では交換しないという選択をした例もあった。このように、交換しないという意思決定をした場合、その扱いをどのように整理するのか、例えば「解消済み」として15万件の対象に含めるのかどうかについて、お伺いしたい。

(高梨補佐)

- ・広瀬構成員からのご意見で、水道事業者の都道府県毎の計画策定割合の把握については、この切り口での検討は行っていないため、今後、検討する。
- ・松田構成員からの意見については、水道事業者に対し、通知等で情報発信を行うことを予定しており、その中で、住民への周知に際し水道事業者の行っている具体的な取組を添えて、国土交通省の作成したビラを配布するようお願いすることを検討する。復旧等のトラブルについては、手引きの改定時に水道事業者の意見を踏まえた上で、注意点とすることをお視野に入れたい。
- ・山村構成員からの助成制度に関する予算的な制約については、国として受け止め、持ち帰る。また、本人が鉛製給水管を更新しないことを選択することについては、個人向けの周知を国としてもより丁寧に進めていく必要がある。

(石井構成員)

- ・24年の手引き書作成に際して、日水協で鉛管布設替えのための委員会を作り、当時の厚労省水道課の支援により検討は進み、鉛管は急激に減少した。
- ・しかし最近の状況を見ると、全国の水道事業体、例えば首都圏や関西圏の周辺の四、五十万規模の都市では、国交省水道事業課による広報や支援措置、各エリアの支所での対応はあるものの、各論になると局の方々は、私有財産であることや費用がかかることから強く指導できず、局が負担する場合に限り対応されるにとどまり、関東周辺でも古い家には鉛管が残っている所も多々あり、局自身も正確な状況を把握していないのが実情であろう。20年前に検討を進めた際にはかなり進んだが、一段落したことで住民もあまり危機感を持っていない。

- ・この検討会を契機に、鉛が発がん性物質であるという危機感を共有し、どこにどう布設されているかを何らかの形のツールで詳細に調べる必要がある。現在は調べる手立てがほとんどなく、勘に頼っているため、ユーザーに正確な情報を提供できていないようである。この点についても進めていただきたい。

(松井構成員)

- ・宅地部と公道部をしっかりと分け、目標や対策をしていく。宅地部については両構成員から難しいとのご意見があったため、まずは公道部だけでも減らすことで、鉛濃度を下げることが可能。鉛濃度は鉛管の残存距離によって変わるため、残存長が半分になれば濃度もおおよそ半分になる。さらに、朝一番の水や滞留水の対策と組み合わせることで曝露量を減らしていくことができる。二つに分けて、一步一步進めていただければと思う。

(高梨補佐)

- ・石井構成員のご指摘で、古い家屋では鉛製給水管の図面が残っておらず、どこに埋設されているか分かりにくいという点については、水道事業者にどのような解決方法があるかを確認しつつ議論し、方向性を示していきたい。
- ・松井構成員のご指摘に関しては、朝一番の水を使わない等の対応についても積極的に周知していきたいと考えている。宅地部と公道部の仕分けについては、今後、検討していく。

(伊藤構成員)

- ・取替え工事を選択しない場合の対応について質問があったが、リスク管理の観点からすると、住民が選択したのだから仕方がないと思えるのは間違いである。住民が選択した結果であっても、それに対応し、補償するような対策を講じることこそが真の意味でのリスク管理である。例えば話題に挙がっているが、チラシにあるようにバケツ一杯の水を飲用に使わず、それ以外の用途に使用することなどを十分に説明・指導することが事業体には求められる。住民が選択したからといって放置しない姿勢が重要である。

(高梨補佐)

- ・本人が鉛製給水管を更新しない住宅を「解消済み」とみなすことはできない。その住宅が今後もその方が継続して住むことが確約されているわけではないため、可能な限りゼロを目指すことが重要である。伊藤構成員のご指摘の通り、そうした住宅については、鉛製管使用時の使い方や、更新についてビラ等で周知し取り組むことが重要である。

2 給水装置工事の標準的な申請書について

(青木構成員) ※当日欠席のため事務局より代読

- ・まず申請書類の項目については、採択率が40%以上ならば標準項目としてもよいと考える。水道事業者によっては、どうしても必要な項目が存在する場合もあるため、標準項目以外でも各水道事業者が項目を自由に追加できるようなフォーマットにしてほしい。また、標準的な様式をできるだけ多くの水道事業者、給水装置工事事業者にも使ってもらうことが効率化の面で重要であり、そのためのフォローアップも含めて標準化を進めてほしい。

(松田構成員)

- ・工事申請書の標準様式策定について、青木構成員のご指摘の通り、項目をあまり増やすと使い勝手が悪くなるため、必要最低限の項目が網羅されていればよいと思う。その他の事業体独自の必要項目については、別途工事調書などの様式を作成して対応すればよいのではないだろうか。
- ・給水装置で気になる点として、クロス接続と貯水槽の適正管理がある。受水槽については、申込書の55番「給水方式」でチェック欄が設けられているが、クロス接続に関する井戸の項目は案には含まれていない。よくある事例として、水を大量に使用する業態（クリーニング店など）で、井戸との併用によるクロス接続が問題になる場合がある。井戸については、申請書に追加するのではなく図面で確認する形になるのか。

(石井構成員)

- ・申請書は原則 Web で申請、受理されるのか。紙での申請は近代的ではないが、現状では紙で申請している事業者も多い。関東エリアでは数年前から電子申請が業界全体で導入されており、現在では常識的対応となっている。
- ・案1～3では加入金や負担金の項目があるが、一般的に水道における加入金・負担金はメーター設置時など新設工事の一部費用として徴収されるものであるが、項目についての説明が十分になく、分かりにくい。何らかの説明書きはあるのか。

(高梨補佐)

- ・青木構成員からのご意見について、水道事業者が自由に追加できるフォーマットについては、意見聴取会で水道事業者や管工事組合から、様式の下段に摘要欄を設けて比較的自由に使う案が出ていた。また、上段は申込者が記入する欄が中心であるため、管工事組合などが必要事項を書ける備考欄を新たに設ける案もあり、こうしたご意見を踏まえて議論していきたい。さらに、多くの水道事業者に使ってもらうため、作成

した申請書の使用率を調査することを考えており、今後検討していく。

- ・松田委員からの工事調書に関するご意見も、摘要欄や備考欄に加え、意見聴取会で議論し最適な形を判断する予定である。クロスコネクションについては、基本的に図面で確認するものと考えているが、1月の意見聴取会で議題として取り上げ、意見交換をする予定である。
- ・石井先生の申請方法のご意見については、国が申請方法を指定するのは難しいため電子申請を推奨し、今回の検討において採択項目や項目数、様式を定めることが重要と考えている。また、加入金や負担金については、意見聴取会で項目を削除した方がよいという意見があった。加入金は採択される場合が7割程度であり、水道事業者へ不要な項目のある申請書を使用させることになる。

3 水道管路が満たすべき耐震性能について

(松田構成員)

- ・重要施設に接続する配水支管を基幹管路と同等に扱う考えには賛同する。
配水支管に連なる枝管や取り出しの給水栓も考慮した面的な対応が必要である。対象管路に繋がる枝管や給水管からの漏水防止と同時に、耐震性を高める必要があるということも考慮して検討されたい。
- ・K型継手等を有するダクタイル鋳鉄管の耐震適合地盤の判定についてである。地盤評価のメッシュが250m間隔のもので行った場合、主たる地盤が良好な山地や丘陵地でも、漏水事故が発生する例がある。100m程度の細かいメッシュで見ると、谷や扇状地、自然堤防など悪い地盤が含まれるため、耐震適合地盤判定には、事故地点と微地形データをQGISで重ね合わせて可視化する手法が有効である。
- ・能登半島地震では水道施設や学校・病院のステンレス製貯水タンク破損により、断水が発生した地域があった。貯水機能を持つ施設の耐震精度向上についても検討が必要である。

(青木構成員) ※当日欠席のため事務局より代読

- ・方向性について異論はない。
- ・耐震化を示す指標として、耐震適合率が採用されているが、地盤条件が良好の場合にK型管でも適合とされるなど、判断が曖昧で、かつ過去の地震でも被害が生じていることから、耐震継ぎ手管率に統一すべきと考える。

(鎌田構成員)

- ・重要施設に接続する配水支管を基幹管路と同等の性能を持つものとして位置づける考え方については賛同する。一方で、配水支管は市町によって差はあるものの、基本的

に小中口径が中心であり、耐震管であると位置づけられているかには懸念がある。溶接鋼管は大口径が中心であり、ダクタイル鋳鉄管の耐震継ぎ手を有するものも小口径では対象が少ない。配水ポリエチレン管は現在は注意書きがあるが、すべての口径の管に対して耐震管が適用される環境を揃えることができないと、重要施設に接続する配水支管は耐震性があるという考え方に実効性が伴わない。小中口径を含めた耐震管の適用環境の整備という点も併せて進めてほしい。

- ・病院などの重要施設に接続する配水支管について、水道事業体・下水道事業体と病院などの重要施設との間で、十分な情報共有がなされているのかについて懸念がある。水を送る側と受け取る側だけのやり取りにとどまらず、間に入る病院が自らの施設は耐震化の対象となっているのか否かを明確に把握できるよう、直接的なコミュニケーションが今後より一層求められる。今後の進め方においても、重要施設との情報共有・連携の在り方についても十分に配慮していただきたい。

(濱田補佐)

- ・松田委員から指摘のあった、給水管も含めて一体的に耐震整備を進めるべきではないかという点については、意見のとおりと認識している。管路の耐震化においては、予算の効果促進事業を活用し、給水管についても取替えの対象としており、耐震化の推進に取り組んでいきたい。
- ・ステンレスタンク等の管路以外の水道施設の耐震化については、今回の改正は管路を対象としたものであるが、管路以外の水道施設についても重要であると認識しており、耐震化が進むよう検討していく考えである。
- ・松田構成員の2点目および青木委員からのご意見について、良好な地盤に布設されたダクタイル鋳鉄管のK型であっても被害が発生したという点については、現在、能登半島地震を踏まえた管路被害状況の分析を行っており、その結果を踏まえて検討していきたい。
- ・鎌田構成員のご意見の1点目、配水用ポリエチレン管の取り扱いについても同様に、能登半島地震における管路被害状況の分析を進めており、今後見直しを検討していく。
- ・鎌田構成員のご意見の2点目について、水道・下水道部局だけでなく、病院等の関係部局との連携については、耐震化や応急給水計画策定の中で基本的には連携されているものと考えているが、十分に連携が取られていない事例もある可能性がある。そのため、今後は関係機関同士がその重要性を認識するよう周知を図っていきたい。

4 その他

質疑なし

(草川企画専門官)

- ・本日の検討会の審議内容について追加のご意見がある場合には、1月8日(木)までに事務局までお知らせいただきたい。議事要旨は構成員の皆様にご確認いただいた後、ホームページで公表する予定である。

以上